

財務省告示第百八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成十六年度における輸入基準数量を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成十六年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	トン
二	・六三トン
三	一八トン
四	四八、九一トン
五	一、六五四トン
六	四、八六九トン

二二	二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七
四八、 九五ートン	五ー七トン	九九七トン	一六、 二二八トン	一二五、 一六七トン	四六、 一二二トン	一 四トン	六九七、 三八トン	一、 五四三、 八八トン	五、 八二二、 五二七トン	一一、 六八九トン	八、 七八七トン	一一、 三四七トン	四四、 八一七トン	一 四トン	ト ン

二九	一、九七八トン
二八	三三四トン
二七	一一一、三三三トン
二六	四、八四五トン
二五	トン
二四	一六トン
二三	一三、四一三トン
二二	三 一トン